

## 労働者災害補償保険法 介護補償給付の支給額

親族等による介護	介護費用の負担	最初の月	支給すべき事由が生じた翌月以後
受けた日がない	①費用負担あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実費</li> <li>・上限：166,950 円</li> <li>・最低保証額の仕組みなし</li> </ul>	
受けた日がある	②72,990 円以上の負担		
	③72,990 円未満の負担	支給しない	
	④費用の負担なし		

数字は、令和2年度金額

(注) 上記は常時介護を要する場合の金額。

随時介護を要する場合は、「166,950 円」⇒「83,480 円」「72,990 円」⇒「36,500 円」に読み替えになります。

支給額は、

- 親族による介護がなく、業者による介護サービスを受けた場合（上記①）と
- 親族等による介護を受けた場合（上記②、③、④）の2通りあります。

親族による介護がなく、業者による介護サービスを受けた場合にかかった費用は、実費です。ただし、上限が166,950 円に決まっています。20万円費用がかかっても、166,950 円が支給されます。

また、最低保証額の仕組みもありません。

親族等での介護に関しては、

- 介護費用が72,990 円以上（上記②）と
- 介護費用が72,990 円未満（上記③）と
- 費用負担ない場合（上記④）の3つに分かれます。

介護費用が72,990 円以上の場合（上記②）は、介護サービスの場合と同じ仕組みです。72,990 円未満の場合（上記③）と介護費用ない場合（上記④）では、最初の月と翌月では仕組みが変わります。

最初の月に関しては、③は実費のみです。

④は当然費用が、かかっていないので支給されません。

③、④は、翌月から72,990 円支給されます。

注意することは、労働者災害補償保険法の介護（補償）給付は、労災や通勤災害が生じて介護になった場合で、介護保険法と仕組みは異なります。